



### 中国会計税務実務

### 2021年第8号

#### 今回のテーマ：特許権使用料に関する留意点

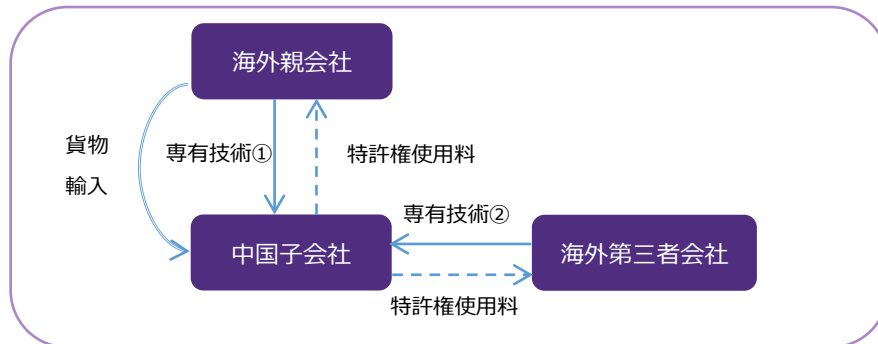
中国での現地子会社が、海外会社の技術や商標を使用し、その専有技術、商標権、販売権などの特許権使用料を関連会社や第三者会社に支払う例は少なくない。

近年、「国家税務総局 特別税務調査・調整及び相互協議に関する行政弁法」（2017年国家税務総局公告第6号）が導入されたことにより、移転価格の決定の方法、特別税務調査・調整の手続が改善・明確化され、とりわけ海外への特許権使用料の支払に注目が集まっている。また、税関総局の統一的な展開のもと、各地方の税関でも特許権使用料について特別調査を行い、関税を追徴するケースがみられる。

本文では、特許権使用料に係るリスク管理、関税調査に関する納税者の利益の保護について述べることを目的としながら、簡単な例を使って以下の3点を分析していく。

1. 特許権使用料の外部支払に係る源泉徴収
2. 特許権使用料に係る特別税務調整のリスク
3. 関税が追徴されるリスク

#### 主な内容：



#### ➤ 特許権使用料の外部支払に係る源泉徴収

中国の子会社が外国の親会社に特許権使用料を支払う際には、海外の親会社が支払うべき企業所得税、増値税、増値税付加税費等に関し源泉徴収を行わなければならない。中国の子会社が日本の親会社に特許権使用料（税抜10万元とする）を支払う場合の試算は以下の通りである。

項目	金額(元)	計算方法	備考
税込金額	106,000		
税抜金額	100,000	税込金額 / (1+6%)	
源泉徴収企業所得税	10,000	税抜金額の10%	日本親会社は、源泉徴収された企業所得税を外国税額として控除することができる。
源泉徴収増値税	6,000	税抜金額の6%	中国子会社は、源泉徴収された増値税について合理的な証憑をもって仕入税額として控除することができる。
源泉徴収付加税費	720	増値税額の12%	内訳：都市維持建設税（7%）教育費付加（3%）地方教育付加（2%）
送金額	89,280		



- 注：1.上記試算では暫時に印紙税及び増値税免除政策を考慮されていない。  
 2.各地方の政策により異なるが、北京地区の地方教育附加は2%となっている。  
 3.「中華人民共和国都市維持建設税法」に基づき、2021年9月1日から海外企業及び個人が国内で役務提供または無形資産を譲渡することに係る増値税に関しては、都市維持建設維持税に係る源泉徴収は不要となる。

➤ 特許権使用料に係る特別税務調整のリスク

2017年国家税务总局公告第6号では、企業が関連当事者に特許権使用料を支払うにあたっては経済的利益と一致する必要があり、経済的利益と一致しない場合、または経済的利益をもたらさず独立企業間原則に従わない場合には、税務当局は特別税務調整を実施できると規定している。近年、個々の企業は高収益であるにもかかわらず、税務当局から調査を受けるなど、税務当局は個別の関連取引を調査・分析する傾向が強まっている。

経済的利益に合致しているかどうかを判断する際には、真実性や合理性などの側面から分析することが多い。いくつかの行為に係る種々のリスクについて、下表の通りまとめておく。

検討すべき性質		考えられるケース等	リスク等
真実性	収益性分析	中国子会社が多額の特許権使用料を支払っている場合、利益率が低下する傾向にある。	独立企業間原則に従わない。
	整合性分析	当該技術が中国において既に成熟しているにもかかわらず、中国子会社が特許権使用料の支払を続けている。	無形資産の価値変化と特許権使用料とが整合しない。
	経営パターン分析	一般的に、企業は、来料加工、受託製造、ライセンス製造、フルファンクション製造企業に分類される。	来料加工企業または関連者のみを販売先とする受託製造企業は、特許権使用料に係る支払の真実性を問われる可能性が高い。
合理性		中国子会社が研究開発チームを有する場合、海外親会社に対する特許権使用料の比率が高まっている。	負担するリスクの合理性に鑑み、特許権使用料の料率を調整する必要がある。

➤ 追徴関税のリスク

現在、特許権使用料の関税の追徴を判断する際の根拠は、主に税関総局令第213号「中華人民共和国 税関における輸出入貨物に係る課税価格査定弁法」の規定であり、主に関連性と条件性の2つの側面から検討される。これら関連性と条件性の両方の側面を同時に満たす場合、特許権使用料を課税価格に算入したうえで関税が課せられるリスクがある。

賦課と管理の面では、2019年に税関総局が「特許権使用料の納税申告手続に関する問題についての公告」（税関総局公告2019年第58号）を発表し、支払遅延に係る行政処罰を導入し、申告に関する規範を示すとともに、申告後の管理の改善を行っている。事例で示すと以下のとおりである。

- ◇ 専有技術①：中国子会社が海外親会社に専有技術①に関する特許権使用料を支払う
- ✓ 分析：
  - 関連性：中国子会社は、専有技術の使用権のために海外に特許権使用料を支払い、かつ輸入貨物が当該専有技術の性質を含む場合、関連性を構成する。
  - 条件性：中国子会社は海外親会社に特許権使用料を支払わず、貨物を輸入できないまたは契約条件に達しない場合、条件性を構成する。

- ✓ 関連性、条件性を同時に構成する場合、本件専有技術①の特許権使用料に対して関税が課せられるリスクがある。
- ◇ 専有技術②：中国子会社による海外第三者会社への専有技術②特許権使用料の支払
  - ✓ 分析：
    - 関連性：中国子会社が海外第三者に支給する専有技術②は海外親会社より貨物輸入と関係ない場合、関連性を構成しない。
    - 条件性：中国子会社が海外第三者に支給する専有技術②は海外親会社より貨物輸入に影響を与えることなく、条件性を構成しない。
  - ✓ 条件性及び関連性を構成しないため、本件専有技術②の特許権使用料に対して関税は徴税されない。

### お見逃しなく：

特許権使用料について外部へ支払う際に生じる源泉徴収への対応について、

- 関連する契約書、源泉徴収申告書、納税証明書、商務委員会への届出記録、契約書の記録などを適切に保管する。
- 源泉徴収方法、納税情報についてタイムリーに自己点検・確認を行い、必要に応じて申告内容を修正することで、滞納や罰金のリスクを軽減する。
- 海外親会社が負担すべき税金の一部を中国の子会社が負担している場合、企業所得税の確定申告の際に当該税金を加算調整する必要があり、結果的に無駄な納税リスクが発生する。

特許権使用料に係る特別納税調整リスクへの対応について、

- 企業の機能的なリスクを自主的に識別して、積極的に自己点検を行い、関連する税務リスクを軽減する。
- 高収益の単機能企業であっても、警戒心を緩めず、必要に応じて同業他社の状況を検討・比較する必要がある。
- 特許権使用料の料率や種類の増加にあたっては慎重に判断し、事前に合理的な理由を計画する必要がある。

関税の追徴リスクへの対応について、

- 取引の契約書や付帯契約書などの原始証憑を適切に保管し、税関が発行する「課税対象特許権使用料支払申告書」に適切に記入する。
- 税関総局公告 2019 年第 58 号では、企業が自主的に申告することで滞納金を低減することができると規定されている。そのため、企業は積極的に自己点検を行い、必要に応じて税関に自発的に申告することにより、滞納金による損失を低減するよう提案する。
- 特許権使用料の特殊性と取引パターンの複雑性から、税関の調査は比較的困難を伴う。そのため、企業には一定程度、防御できる余地があるといえるが、必要に応じ適時に専門機関に助けを求め、自社の権益を守ることも重要である。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)